

令和7年第10回農業委員会総会議事録

令和7年10月16日（木）第10回総会を市役所南庁舎1階会議室1Cに招集した。

農業委員18人

会長	18番 仲田清志	会長職務代理者	1番 神山順一
2番	赤井勝利	3番 小田正廣	4番 西村 勉
5番	奥津賢司	6番 平利一	7番 奥津忠和
8番	倉脇敏弥	9番 井藤孝久	10番 宮本武博
11番	藤川 雅	12番 小川広文	13番 山田條一
14番	森立夫	15番 安達利延	16番 信谷昌吾
17番	藤本 彰		

推進委員 9人

1番	谷岡貴寿	2番 児玉公治	3番 泉 登
4番	溝尾美恵子	5番 三輪金樹	6番 妹尾良和
7番	後藤保夫	8番 大原砂利	9番 逸見則夫

欠席委員 1人

10番 妹尾元弘

議事	議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第45号 農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第46号 農地中間管理事業に係る農地利用集積等促進計画案について
	議案第47号 現況証明に係る現況認定について

報告事項	農地法施行規則第29条の届について
	完了届について
	転用工事進捗状況報告について
	利用権設定中途解約について

協議事項

その他

事務局職員（書記）	事務局長	小寺俊一
	主査	福田洋介
	主査	赤迫隆
	主任	真治将史

(開会時刻 午前 9 時 30 分)

福田主査	只今から、新見市農業委員会第10回総会を開催いたします。本日の出席は27名です。欠席は、推進10番妹尾委員です。それでは、最初に仲田会長がご挨拶を申し上げます。
会長	皆様、おはようございます。利用状況調査の進み具合はいかがでしょうか。大変だと思いますが怪我のないようによろしくお願ひします。それでは総会を始めさせていただきます。
福田主査	それではこれから進行は、会長よろしくお願ひいたします。
会長	それでは只今から日程1「議事録署名委員の決定」に入ります。議事録署名委員は、7番奥津忠和委員、8番倉脇委員にお願いいたします。続きまして日程2「議事」に入ります。議案第44号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	農地法第3条について、今回の議案についてでございますが、第3条の申請が5件ございました。それでは、1番でございます。現地確認を10月2日に行っております。場所は下熊谷、現況地目は田2筆、畠3筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は水稻と野菜、作業従事者は2人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定です。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号ですが、譲受人は個人であり適用はございません。第3号につきまして信託ではないので適用はございません。第4号譲受人は農作業を行う必要がある日数につきまして農作業に従事すると見込まれますので、該当はございません。第5号、貸借ではありませんので該当はございません。第6号ですが、譲受人は、新見市に移住し新規に就農を行いたいことで申請地を売買により取得するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。
会長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。2番赤井委員。
赤井委員	2番赤井です。確認日を10月5日、平委員、谷岡推進委員、3名

	で行いました。場所は、●●●の対面の集落でありまして、●●の下を潜り 200m 進んだところです。ここは、用水の関係でできないと思います。市で、奥に堤があるのでこれを整備されたほうが良いと思います。以上です。
会長	事務局、地区委員の説明が終わりました。この件についてご意見、ご質問はございませんか。
	(意見、質問なし)
	ご意見、ご質問ございませんので、議案第 44 号 1 番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
	全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、2 番について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	次に、2 番でございます。現地確認を 10 月 1 日に行っております。場所は唐松、現況地目は畠 2 筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は野菜と果樹、作業従事者は 5 人でございます。次に農地法第 3 条第 2 項各号の状況でございますが、まず、第 1 号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第 2 号から第 5 号は該当ありません。第 6 号ですが、譲渡人は県外に居住しており耕作ができないため、申請地近くに居住する譲受人に売買することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。
会長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。4 番西村委員。
西村委員	4 番西村です。確認日は 10 月 6 日に森委員、三輪推進委員、私の 3 名でしております。申請地ですが、●●地内国道 180 号線より ●●● を渡り 2 キロ北上すると ●●●●●●● があります。そこから 100m 進みましたら右側にあります。綺麗に草刈りがされておりま

	した。譲受人の畠と隣接していますので管理は十分できるものと思われます。よろしくお願ひします。
会長	事務局、地区委員の説明が終わりました。この件についてご意見、ご質問はございませんか。
	(意見、質問なし)
	ご意見、ご質問ございませんので、議案第44号2番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。
	(挙手多数)
	賛成多数と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、3番について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	次に、3番でございます。現地確認を10月2日に行っております。場所は大佐永富、現況地目は田1筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は水稻、作業従事者は3人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、譲渡人は市外に居住しており耕作ができないため、申請地近くに居住する譲受人に贈与することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。
会長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。10宮本委員。
宮本委員	10番宮本です。確認日は10月10日、山田委員、後藤推進委員を行いました。場所は、●●●●●から500m先です。問題ないと思います。よろしくお願ひします。
会長	事務局、地区委員の説明が終わりました。この件についてご意見、ご質問はございませんか。

	(意見、質問なし)
	ご意見、ご質問ございませんので、議案第44号3番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
	全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、4番について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	次に、4番でございます。現地確認を10月1日に行っております。場所は長屋、現況地目は畝7筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は1人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、申請当事者は親子で、親である譲渡人が高齢で耕作が難しくなったため、子である譲受人に贈与することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。
会長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。14番森委員。
森委員	14番森です。場所は、●●地区●●●から●●●に向けて山の中に入り伯備線の踏切を渡るところです。問題ないと思います。確認日は10月6日、西村委員、三輪推進委員と3人で行いました。
会長	事務局、地区委員の説明が終わりました。この件についてご意見、ご質問はございませんか。
	(意見、質問なし)
	ご意見、ご質問ございませんので、議案第44号4番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、5番について、事務局の説明をお願いします。

真治主任

次に、5番でございます。現地確認を10月1日に行っております。場所は豊永宇山、現況地目は畠10筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は野菜と果樹、作業従事者は2人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、申請当事者は姉妹で、申請地近隣に居住している譲受人が、申請地を耕作管理していることから、贈与することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。17番藤本委員。

藤本委員

17番藤本です。現地確認を10月14日、神山委員、藤川委員、妹尾推進委員、私の4人で行いました。場所は、●●●●●から南の方へ500m行ったところに●●集落があります。その集落入り口の道の左側に自宅があります。その近くの畠です。姉妹による贈与なので問題ないと思います。以上です。

会長

事務局、地区委員の説明が終わりました。この件についてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第44号5番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

	賛成多数と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、議案第45号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	次に第5条の申請につきまして、4件申請がございました。それでは、1番でございます。現地確認を10月1日に行っております。場所は西方、現況地目は田1筆で、転用目的は住宅用地です。転用理由ですが、譲受人はアパートに居住しているが、家族が増え手狭になったので、実家近くで住宅を建設するため適当な土地を探していたが、見つからなかったため、父が所有する申請地に、住宅（木造2階建て）を建設したいもの。です。契約の種類は贈与による所有権移転です。工事期間は令和7年11月1日から令和8年3月31日までです。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画等も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成費・建築費は記載のとおりで、借入金によるものです。以上です。
会長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。8番倉脇委員。
倉脇委員	8番倉脇です。10月14日に、溝尾推進委員と確認しております。場所は、●●●交差点を●●の方へ入り、●●の先を●●の方へまた入ります。●を渡り右へ入り●●●へ上がる坂のふもとの左側の土地です。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。
会長	事務局、地区委員の説明が終わりました。この件についてご意見、ご質問はございませんか。
	(意見、質問なし)
	ご意見、ご質問ございませんので、議案第45号1番の議案に賛成の方は举手をお願いいたします。
	(全員挙手)
	全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。続きまして、2番について、事務局の説明をお願いします。

真治主任	<p>次に2番でございます。現地確認を10月2日に行っております。場所は大佐小阪部、現況地目は畠1筆で、転用目的は駐車場及び観音堂と東屋の建設です。転用理由ですが、●●●の墓地駐車場及び新築する観音堂、東屋の敷地として利用するためです。契約の種類は寄附による所有権移転です。工事期間は許可日から令和9年7月31日までです。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画等も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成費・建築費は記載のとおりで、自己資金によるものです。以上です。</p>
会長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。10番宮本委員。
宮本委員	10番宮本です。確認日は10月10日、山田委員、後藤推進委員を行いました。場所は、墓地の間にありますので問題ないと思います。よろしくお願いします。
会長	事務局、地区委員の説明が終わりました。この件についてご意見、ご質問はございませんか。
	(意見、質問なし)
	ご意見、ご質問ございませんので、議案第45号2番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
	全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。続きまして、3番について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	<p>次に3番でございます。現地確認を10月2日に行っております。場所は神郷釜村、現況地目は田1筆で、転用目的は資材置場です。転用理由ですが、木の伐採作業及び搬出に伴い、作業道及び原木置場としたいためです。契約の種類は一時転用の賃借権設定です。利用期間は許可日から2年間です。この申請地は、農振農用地ですが、この度の転用は一時転用であることから、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画等も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得</p>

	ないものと考えます。資金計画ですが、土地賃貸料・造成費は記載のとおりで、自己資金によるものです。以上です。
会長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。16番信谷委員
信谷委員	16番信谷です。確認日は10月9日、仲田会長、大原推進委員と行いました。場所は、●●●から県道がはしっています、●●●と●●の中間ぐらいに●●地区があります。その地区の県道沿いにありました。周辺に農地はなく支障はないと思いますのでよろしくお願ひします。
会長	事務局、地区委員の説明が終わりました。この件についてご意見、ご質問はございませんか。
	(意見、質問なし)
	ご意見、ご質問ございませんので、議案第45号3番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
	全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。続きまして、4番について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	次に4番でございます。現地確認を10月1日に行っております。場所は神郷下神代、現況地目は田1筆で、転用目的は資材置場及び簡易プレハブ倉庫の設置です。転用理由ですが、借受人は建築、土木業を営む会社で、土木業で使用する資材等を置くための置き場として利用するもの。です。契約の種類は使用貸借権設定です。工事期間は許可日から令和8年1月31日までです。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画等も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成費・建築費は記載のとおりで、自己資金によるものです。以上です。
会長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。16番信谷委員
信谷委員	16番信谷です。確認日は10月9日、仲田会長、大原推進委員と行

	いました。場所は、神郷下神代地内●●●●●の駐車場の近くにあります。確認時には、若干土木資材が置いてあり、総会が終わるまでは駄目ですと撤去していただきました。問題ないと思いますのでよろしくお願ひします。
会長	事務局、地区委員の説明が終わりました。この件についてご意見、ご質問はございませんか。
	(意見、質問なし)
	ご意見、ご質問ございませんので、議案第45号4番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
	全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。なお、5条の各議案については面積が30a未満のため、県農業会議への諮問は任意となりますが、諮問不要としてよろしいか。
全員	「よろしい。」
会長	それでは諮問不要とし、許可を決定いたします。続きまして、議案第46号農地中間管理事業に係る農地利用集積等促進計画案の新規分について、事務局の説明をお願いします。
小寺局長	農地中間管理事業に係る農地利用集積等促進計画案について、今回新規の貸付について3件でております。 1番神郷高瀬、田2筆、期間3年使用貸借、 2番哲多町大野、現況畑1筆、期間8年10か月賃貸借、 3番神郷釜村、現況畑1筆、期間20年使用貸借、 新規については、以上です。
会長	新規について事務局の説明が終わりました。続いて関係地区委員の説明を求めます。1番からお願ひします。
大原委員	推進8番大原です。10月9日、仲田会長、信谷委員と確認しました。場所は、●●●●●のすぐ近く西側100mぐらいの土地です。周辺もこの申請人が作られており、問題ないと思います。よろしくお願ひします。

逸見委員	推進 9 番逸見です。現地確認を 10 月 11 日、井藤委員、小川委員、安達委員、私の 4 人で行いました。場所は、●●●●●の近くに商店があります。そこから県道を 500 m 進んだ先の道辺です。既にアスパラガスが栽培されておりました。問題ないと思います。以上です。
大原委員	推進 8 番大原です。10 月 9 日、仲田会長、信谷委員と確認しました。今まで作られていたものです。よろしくお願ひします。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。新規について、ご意見ご質問はございませんか。
	(意見、質問なし)
	ご意見、ご質問ございませんので、議案第 46 号新規の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
	全員賛成と認め、決定といたします。続きまして、再設定について、事務局の説明をお願いします。
小寺局長	再設定が 34 件出ています。番号 4 番から 37 番までです。内容については割愛させていただきます。全て中間管理事業の再設定で今まで耕作してきたものの継続ですので問題ないと考えます。再設定については以上です。
会 長	再設定について事務局の説明が終わりました。関係地区委員より補足説明がありますか。
地区委員	「ありません。」
会 長	再設定について、ご意見ご質問はございませんか。
	(意見、質問なし)
	ご意見、ご質問ございませんので、議案第 46 号の再設定について賛成の方は挙手をお願いいたします。

	(全員挙手)
	全員賛成と認め、再設定を決定といたします。続きまして、議案第47号現況証明にかかる現況認定について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	<p>それでは、現況証明に係る現況認定につきまして、今回4件申請がございました。</p> <p>それでは1番でございます。現地確認を10月1日に行っております。場所は正田、台帳地目は田1筆です。現況地目は原野でございます。理由は、申請地は、申請人の父が平成15年頃まで耕作していたが、平成18年に父が亡くなり、その後相続した申請人は市外に居住しているため管理ができず、現況のとおりとなっている。というものでございます。</p> <p>次に2番でございます。現地確認を10月1日に行っております。場所は新見、台帳地目は畠2筆です。現況地目は原野でございます。理由は、申請地は、申請人が高齢により、耕作の負担が大きくなつたため、平成16年頃から耕作しておらず、現況のとおりとなっている。というものでございます。</p> <p>次に3番でございます。現地確認を10月1日に行っております。場所は豊永宇山、台帳地目は畠1筆です。現況地目は宅地でございます。理由は、申請地は、地元の住民が集まる集会所等が必要だったため、●●●●を建設したもので、平成8年より現況のとおりとなっている。というものでございます。</p> <p>次に4番でございます。現地確認を10月1日に行っております。場所は豊永宇山、台帳地目は田4筆です。現況地目は原野でございます。理由は、申請地は、申請人の父が水稻耕作していたが、高齢により耕作できなくなり、申請人も手伝い程度のため主体となって耕作できなかつたため、平成10年頃より現況のとおりとなっている。というものでございます。以上です。</p>
会長	この件について、関係地区委員の説明を1番より順次求めます。
西村委員	4番西村です。確認日は10月6日、森委員、三輪推進委員、私の3名でした。申請地ですが、●●地区国道180号線より●●●を渡り、100m進み三叉路を右折しさらに100m先の十字路を右折します。そこから600m進み道路右下にあります。現状は草が生え、奥には竹が生えて農地にはなりそうにありませんので原野と判断しました。
倉脇委員	8番倉脇です。確認日は10月14日、溝尾推進委員、平委員と確認しました。場所は、●●●●の下に昔、●●●●がありました。そこか

	ら山の方に向けて入り、住宅を抜けた少し先の左手に●●●●がありその反対側にあります。原野となっておりました。
藤本委員	17番藤本です。現地確認を10月14日、先程の第3条で出た場所と同じです。神山委員、藤川委員、妹尾推進委員、私の4人で確認しております。確かに宅地となっているものは集会所になっておりました。そこから下り左に入ったところに4筆ありました。原野となっておりました。以上です。
会長	事務局、地区委員の説明が終わりました。この件について、ご意見ご質問はございませんか。
	(意見、質問なし)
	ご意見、ご質問ございませんので、議案第47号について認定に賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
	全員賛成と認め、認定といたします。続きまして報告事項に入ります。農地法施行規則第29条の届について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	農地法施行規則第29条の届出が4件ございました。 それでは1番でございます。現地確認を10月2日に行っております。場所は千屋花見、現況地目は畠1筆でございます。申請理由でございますが、農機具を入れる倉庫が必要だったため、農機具倉庫を設置したもの。というものです。面積は記載のとおりです。工事期間は昭和49年4月から昭和49年8月です。 次に2番でございます。現地確認を10月2日に行っております。場所は千屋花見、現況地目は畠1筆でございます。申請理由でございますが、農機具の大型化と台数が増えたため、新たな農機具倉庫を設置したいもの。というものです。面積は記載のとおりです。工事期間は令和7年11月1日から令和8年10月31日です。 次に3番でございます。現地確認を10月2日に行っております。場所は千屋実、現況地目は畠1筆でございます。申請理由でございますが、農機具を入れる倉庫が必要となったため、設置したいもの。というものです。面積は記載のとおりです。工事期間は令和7年11月1日から令和7年12月31日です。 次に4番でございます。現地確認を10月1日に行っております。場

	所は哲西町大竹、現況地目は畠1筆でございます。申請理由でございますが、トラクター等の農機具を入れる倉庫が必要となったため設置したいもの。というものです。面積は記載のとおりです。工事期間は令和7年1月1日から令和8年3月31日です。以上です。
	この件について、関係地区委員より1番より順次報告願います。
小田委員	3番小田です。確認は10月3日、児玉推進委員、泉推進委員としました。場所は、千屋花見地内●●●●がありました。その手前を右に入り●●●があります。その三叉路を右に進んだ先にあります。1番2番同じです。
児玉委員	推進2番児玉です。現地確認を10月11日、小田委員、泉推進委員としました。場所は、千屋●●地内●●●●があります。その国道を北へ500m進み左手に●●●●があります。そこを左に10m進み右に100m行ったところに申請地がありました。問題ないと思います。
奥津(賢)委員	5番奥津です。確認日は10月6日、場所は、182号を東城方面に県境の手前を左に入り1キロ進むと自宅があり、その下にあります。
会長	続きまして、完了届について事務局の説明をお願いします。
小寺局長	完了届が4件でております。 1番千屋実地内、現況畠、農地法施行規則第29条、農機具倉庫、総会日令和6年3月19日、完了日令和6年5月31日。 2番哲多町成松地内、現況畠、農地法第5条、住宅用地、総会日令和6年1月19日、完了日令和6年5月25日。 3番千屋井原地内、田2筆、農地法第5条、作業道、資材置場、総会日令和5年9月15日、完了日令和7年8月28日。 4番神郷釜村地内、田1筆、農地法第5条、資材置場、総会日令和6年4月18日、完了日令和7年8月28日ででています。以上です。
会長	この件について、関係地区委員より確認日と補足説明があればお願いします。1番よりお願いします。
小田委員	3番小田です。10月13日に確認しました。できておりました。
安達委員	15番安達です。10月11日に小川委員、井藤委員、逸見推進委員、私の4名で確認しました。完成しておりました。

小田委員	3番小田です。10月13日に確認しました。申請地は、利用していないとそのまま返されました。
信谷委員	16番信谷です。確認は10月9日に行いました。ここも使われてなかったようです。
会長	次に、転用工事進捗状況報告について、事務局の説明をお願いします。
小寺局長	転用工事進捗状況報告について、3件出ております。3件とも場所は、哲西町矢田地内、農地法第4条、圃場整備くぼだおし、同じ方ででております。総会日令和7年1月16日です。
会長	この件について、関係地区委員より確認日と補足説明があればお願ひします。
奥津(忠)委員	7番奥津です。10月6日に確認しました。進捗状況は記載されている通りです。
会長	続きまして、利用権設定中途解約合意書について、事務局の説明をお願いします。
小寺局長	利用権設定中途解約合意書が3件でております。 1番大佐永富地内、田1筆、所有権移転のため、引き渡しの日令和7年10月16日。 2番豊永宇山地内、畠3筆、賃借人死亡で栽培面積を縮小するため返還するもの、引き渡しの日令和7年12月31日。 3番豊永宇山地内、畠1筆、賃借人死亡で栽培面積の縮小を図るとともに新規就農者へ栽培を継続してもらうため、引き渡しの日令和7年12月31日。ででています。以上です。
会長	この件について、関係地区委員より確認日と補足説明があればお願ひします。
後藤委員	推進7番後藤です。3条の3番ででた件です。
妹尾(良)委員	推進6番妹尾です。先程、藤本委員から説明がありました件です。 10月14日、藤本委員、藤川委員、神山委員、4名で確認しております。以上です。

会長	続きまして、日程3協議事項に入ります。事務局から何かありましたらお願ひします。
事務局	「ありません。」
会長	続きまして、その他ですが事務局からありますか。
真治主任	<p>お手元にお配りしております研修会の案内について連絡します。</p> <p>毎年12月に「ロマン高原かよう総合会館」にて行われる「市町村の農業委員・農地利用最適化推進委員研修会」の開催の連絡がありました。</p> <p>例年は、12月中旬に行われていましたので、総会後に行きましたが、今年度は、12月2日の開催で日程を合わせられないため、当日に新見市役所南庁舎の駐車場に集合していただき、借上げバスにて向かおうと思っております。当日の予定としましては、12月2日火曜日の12時に南庁舎駐車場からバスで出発予定です。12時に出発しますので、11時50分には集まっていたらと思います。昼食はありませんので、各自で食べておいてください。研修会が16時30分までですので、市役所に17時30分に戻ってくる予定です。研修会出欠の確認ですが、来月の総会時、総会会場入口に出欠確認表を用意していますので、出欠の記入をお願いします。出欠が分かる方は、この後でも受け付けます。以上です。</p>
福田主査	次回の総会についてご連絡いたします。11月17日月曜日、午前9時30分から南庁舎1階会議室1Cで開催します。
会長	<p>他に皆さんからのご意見ご質問はございませんか。</p> <p>ないようなので、神山代理、閉会の挨拶をお願いします。</p>
神山代理	本日の総会を終了といたします。お疲れ様でした。（閉会挨拶）

(閉会時刻 午前 10 時 18 分)

令和7年10月31日作成

署名委員

議長

委員

委員